

## 韓国 特許権者の生産能力を超える侵害製品の販売に対しても損害賠償を認める方針へ(2020年12月から施行予定)



[www.harakenzo.com/jpn/gaikoku\\_siryu](http://www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryu)  
06-6351-4384(代表)  
iplaw-osk@harakenzo.com



### 1. 背景

現行の韓国特許法では、例えば、特許権者の製品の生産能力が100個の場合、侵害者が1万個の侵害製品を販売しても、特許権者は自分の生産能力(100個)を超える9900個の製品に対しては正常的に損害賠償を受けることができなかった。

不動産とは異なり、知的財産権は、権利者が自ら特許製品を生産しながら、第三者にも特許を使わせ、実施料を受け取ることができる特性があるが、現行の韓国特許法は、このような知的財産権の特徴を十分に反映しておらず、中小企業・ベンチャー企業を中心に、このような問題点について継続的に提起されていた。

### 2. 改正内容

今回の改正法が施行されれば、特許権者は、これまでは損害賠償の対象ではなかった「特許権者の生産能力(100個)を超える9900個の製品」に対しても、特許発明の実施による実施料を侵害者から追加で補償を受けられるようになる。

損害額 = (特許権者の生産能力範囲内の販売数量 × 単位数量当たりの利益) + (特許権者の生産能力を超える販売数量 × 合理的な実施料率)

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。